第九章　附　則

第三十條　本組合ニ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得

第三十一條　本規約ハ大會ニ於テ出席代議員三分ノ二以上ノ賛成者アルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ

以上